

市民・職員イジメで生み出した黒字(500億円)と貯金の上積み

大阪市役所は 住民福祉を増進させる 本来の地方自治体に立ち戻り、市民と職員の 生活改善に責任をはたすべきです!

●「収支不足」は架空の数字

橋下市長が、公約違反を含む市民サービスの切り捨てや職員の賃金カット・人員削減を続けてきました。その理由に持ち出しているのが予算が足りないという「収支不足」です。

しかし、現実にはやり繰りするのに活用している土地の売却代や貯金(財政調整基金)の活用を、あえて「しない」という架空の「収支不足」なのです。

●平成25年度は歴史的な 大幅黒字決算です!

架空の「収支不足」を理由に強行された市民・職員イジメによって平成25年度決算での黒字額は242億2,300億円に膨れ上がります。(前年は4億1,100億円)しかも、年度途中の補正予算(2月)で「25年度収支改善見込額」として272億4,600億円を貯金(財政調整基金)に回していましたから、1年間で約515億円も収支改善=黒字になったのです。

これで大阪市は平成元年以来25年連続の黒字となり、借金残高も9年連続の減となっています。

●黒字はどこに行くのか? 将来のカジノの資金?

これらの黒字はそっくり貯金(財政調整基金)に上積みされます。「収支不足」に備えて使うはずの貯金が逆に1年間で500億円以上増えたのです。さらに、借金返済を計画的に行うために積み立てられている「公債償還基金」は今年度末には5,000億円を大幅に上回る見込みです。

橋下市長は、大阪市を解体した以後、大阪市民の財産をカジノ誘致をはじめとする大規模開発につき込むつもりなのではないでしょうか。



橋下市長はこんなことを言っていました

2012年1月4日、市長定例記者会見でのカジノ発言
(大阪市HPより)

市長「早く、早く、カジノやってね、カジノ使った分だけ全部もう税金かけませんよって言って、ほんでカジノで巻き上げてしまえば、別にいきなりお役所が一発目の所得税とか法人

税で金、手突っ込むんじゃなくて、一回カジノで使わせて、そこから巻き上げてしまえばいいわけだね。だからそれぐらいの、なんか発想すれば、そしたらみんな国民だっていきなり役所に税金取られるんじゃないかと、一回カジノで使わせてくれるんだったら、そっちのがいいやつって…」

賃金カットを中止し、民間なみに生活改善を行え!

府議会・市会で「特別区設置協定書」を否決！

大阪市を解体する「新大阪府構想」に待った

10月27日の大阪市会、府議会は「特別区設置協定書」を相次いで否決しました。

「協定書」は7月に行われた維新の会のメンバーだけの「法定協議会」で決められた後、総務省に提出され、9月2日に「行政事務遂行上の特段の意見はない」との手続きを経て議会に提案されていたものです。また、大阪市会では「特別区設置協定書に対する議決を真摯に受け止めることを求める決議」が採択され、今後、正常な「法定協議会」での議論を求めています。

総務大臣が暴露した協定書作成経過の「不正常」「脱法・違法行為すれすれ」

維新の会は、「協定書」は「総務大臣のお墨付きをもらった」と宣伝していますが、事実と反します。

総務省のホームページにアップされている9月2日の新藤総務大臣(当時)の発言は次のとおりです。

8月20日に、協議会会長、大阪市長、府知事から、直接それぞれのお考え、協定書案の作成経緯について話を聴き、現在の状況については正常ではないという認識を持っていると、先方の方からもございました。

大阪市長からは、今までのプロセスの異常性については、正常化に全力を尽くしていきたいと、こういうお話がございました。さらに、首長の権限を、脱法・違法行為すれすれのことを繰り返しながら進めるのではなく、9月議会の本会議で正々堂々と議論していきたいと。

このように「正常でない」「脱法・違法行為すれすれ」という認識は橋下市長の側の認識として語られていたのです。

さらに総務大臣からは、柔道のルールで言うならば「教育的指導」に該当する地方自治法第245条の4に基づく「技術的助言」が行われ、「法令を遵守し、この問題について関係者間



特別区設置協定書に対する議決を真摯に受け止めることを求める決議
(平成26年10月27日可決)

(略) 府民、市民の代表である議会の議決は民主主義にもとづく一つの民意であり、今回の議決を真摯に受け止められるべきである。また、今後、なお特別区設置のための取組みや協定書の議論を行おうとする場合は、民主的な手続きによる正常な協議会を再構築し、議論の再開を求めるものである。

での真摯な議論に努めていただくよう」指導されたのが事実です。

住民投票は議会の承認が前提！ 専決処分は法律を無視するもの

「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、住民投票について第7条で規定しており、議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けた選挙管理委員会が60日以内に、投票に付さなければならないとしています。

橋下市長が「伝家の宝刀」などと称して行使をちらつかせている「専決処分」による住民投票はさらなる違法・脱法行為を重ねるものであり、決して許されません。